

「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品

健康影響評価（案）に関する審議結果（案）」についての意見

バイオハザード予防市民センター 幹事
川本 幸立

食品安全委員会は、米国産牛の輸入再開に向けて、BSE 国内基準の緩和を打ち出す答申案をまとめ、国民から意見を4月27日午前9時まで募集した。食品安全委員会は昨年9月の「中間とりまとめ」で生後20ヵ月以下の牛を検査対象からはずす意向を示していた。当センターは昨年9月、声明「生命の尊重と予防原則の立場から全頭検査の継続を求める」（会報29号に掲載）を发表し、リスク評価のあり方を含め、基準見直しの動きを厳しく批判した。今回、9月の声明と「答申案」に関する幹事会での意見を踏まえ、意見書として提出した。

1. 今回、食品安全委員会がまとめた「生後20ヵ月以下の検査除外」を軸とする緩和答申案は、現在の検査法の検出限界を前提に月齢の線引きを行ったにすぎない。これは未解明事項が多数ある中で、国民に人体実験を強要することに他ならず、食品安全委員会としての責務を放棄したものである。その点で国民の「生命の権利」「人格権」に対する委員一人ひとりの責任が厳しく問われるものである。

予防原則に立ち、BSEによる犠牲者を一人も出さないという立場から、全頭検査の継続、危険部位の完全な撤去、より高度な検査法の開発、感染源・感染ルート・発症要因などの多数の未解明事項の解明を行うことを強く求める。

2. わが国において「食の安全・安心」の確保を最優先すべき食品安全委員会が BSE 対策について行うべきことは、生命の尊重と予防原則の立場から、最も望ましい安全性確保の施策を明らかにし、それに基づいて現在の BSE 対策の不十分な点を厳密に評価し、それらの改善の方策を提言することである。しかし、こうしたことは行われてはいない。答申に、最も望ましい安全性確保の施策の提示、それに基づいた現在の BSE 対策の厳密な評価、それらの改善の方策、を明記することを強く求める。

3. 政府は BSE 国内検査基準緩和後、米国産牛の輸入条件を確定する意向と伝えられる。しかし、米国政府の姿勢、BSE 対策の現状について以下の問題点が指摘されている。

・米国で検査される食用牛は1%未満に過ぎず、実際は「健康牛」にも感染が広がっている可能性があり、検査によってその事実が判明するのを恐れて米政府は全頭検査

の実施を拒否している可能性が考えられる。

- ・ 米国の検査方法の信頼性が疑わしい。
- ・ 肉骨粉を豚や鶏にも与えており交差汚染が懸念される
- ・ BSE の発生予防に重要な牛の飼料の検査体制が不備であり、数百の施設は潜在的に BSE 感染の高いリスクがある。(米会計検査院報告より)
- ・ 生産、流通略歴をたどるトレーサビリティ制度が未整備である。
- ・ 肉質による月齢判別方法には科学的根拠がない。
- ・ と畜場で特定危険部位が確実に除去されているとはいえない。
- ・ BSE 発症国のカナダ産牛肉の輸入再開を拒否する決議を米国上院で可決しており、米国の日本への早期輸入再開圧力の動機は米国の牛肉関連輸入の利益しか考えていない。

こうした不明点をすべて解明することが不可欠であり、そのために米国産牛のリスク評価の実施、及び米国に BSE 対策の安全性に関するすべての情報の開示、立証責任及び説明責任を強く求めるものである。こうした点を抜きにして米国産牛の輸入条件を確定するならば米国ブッシュ政権の政策的要請を「食の安心・安全」より優先し、国民に人体実験を強要することに他ならず、強く反対するものである。

4. 「リスク評価」「全頭検査見直し」の前に以下の事項について科学的な解明が必要である。

- ・ BSE プリオン感染経路と BSE 発症要因
- ・ 感染時期及び体内での BSE プリオン遺伝子発現部位及びプリオンタンパク蓄積部位
- ・ BSE プリオン蓄積量と発症の関係
- ・ いわゆる危険部位以外の安全性 (BSE プリオンの存否)
- ・ 検出限界以下の牛の安全性
- ・ 人の vCJD での異常プリオン感染量及び発症との関係
- ・ 人で BSE プリオンが蓄積して、vCJD が発症するまでのメカニズム及び潜伏期間
- ・ 輸血などを介して人から人への vCJD プリオンの伝達の危険性 (人獣共通感染症として)
- ・ 解体時及び危険部位除去時の作業と検証
- ・ トレーサビリティの確保と検証

5. リスクの選択を消費者に任せるという議論については、何一つ責任のない消費者に人体実験を強いるものであり、強く反対する。そもそも、学校給食や加工品、外食に使用された場合、消費者の選択の余地はない。

以上